

(参考)

新 条 文	旧 条 文
<p>(採捕の数量等の報告者)</p> <p>第2条 略</p> <p>一 すけとうだら 小型機船底びき網漁業(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十六条第二項に規定する小型機船底びき網漁業をいう。)及び固定式さし網漁業(青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第七条第二号ニに規定する固定式さし網漁業をいう。)</p> <p>二 まあじ 定置網漁業(漁業法第六条第三項に規定する定置漁業、同条第五項第二号に規定する第二種共同漁業のうち小型定置網漁業及び底建網漁業並びに青森県海面漁業調整規則第七条第二号ヲに規定する小型定置漁業及び同号ワに規定する底建網漁業をいう。以下同じ。)</p>	<p>(採捕の数量等の報告者)</p> <p>第2条 略</p> <p>一 すけとうだら 小型機船底びき網漁業(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十六条第二項に規定する小型機船底びき網漁業をいう。)及び固定式さし網漁業(青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第七条第四号に規定する固定式さし網漁業をいう。)</p> <p>二 まあじ 定置網漁業(漁業法第六条第三項に規定する定置漁業、同条第五項第二号に規定する第二種共同漁業のうち小型定置網漁業及び底建網漁業並びに青森県海面漁業調整規則第七条第十二号に規定する小型定置漁業及び同条第十三号に規定する底建網漁業をいう。以下同じ。)</p>